

会 議 録

会議の名称	令和 6 年度（2024 年度）第 2 回 豊中市いじめ防止等対策審議会		
開催日時	令和 7 年（2025 年）1 月 27 日（月）18 時 30 分～20 時 00 分		
開催場所	豊中市立青少年交流文化館いぶき 多目的ホール	公開の可否	可・不可・ 一部不可
事務局	教育委員会事務局 児童生徒課	傍聴者数	0 人
公開しなかった理由	(公開を一部不可にした理由) 議題の中に市内で生起したいじめ事案の内容等に関するものが含まれており、 個人や学校が特定される可能性があったため。		
出席者	委員	小野田 正利 委員、良原 恵子 委員、渡邊 純 委員、山口 崇 委員、 二見 真美 委員	
	事務局	込山主幹、杉本 課長補佐、白井 係長、増田 主査、福島 主査	
	その他	岩元 教育長、中尾 教育政策監、堤 理事、森山 次長、出口 こども政策課長 橋本 はぐくみセンター長兼こども安心課長	
議題	1. 令和 6 年度（2024 年度）豊中市立学校におけるいじめについて【公開】 2. その他【非公開】		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙参照		

第2回 豊中市いじめ防止等対策審議会（記録）

日 時		令和7年（2025年）1月27日（月）18時30分～20時30分
場 所		青少年交流文化館いぶき 多目的ホール
出席者	審議会委員	小野田 委員、良原 委員、渡邊 委員、山口 委員、二見 委員
	事 務 局	込山 主幹、杉本 補佐、白井 係長、増田 主査、福島 主査
	そ の 他	岩元 教育長、中尾 教育政策監、堤 理事、森山 次長、 橋本 はぐくみセンター長兼こども安心課長、出口 こども政策課長
	傍 聴 者	0 名
欠席者	審議会委員	峯本 委員

（事務局）

それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。よろしいでしょうか。
ただいまより令和6年度（2024年度）第2回豊中市いじめ防止等対策審議会を開催させていただきます。開会にあたりまして、審議会の成立要件についてご報告いたします。豊中市いじめ防止等対策審議会規則第6条第2項の規定では、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。」というふうになっております。委員数は6名になり、本日5名の出席でございますので、過半数を満たし、審議会は成立しておりますことをご報告させていただきます。次に本日お配りさせていただいております資料を確認させていただきます。まず、「次第」が1部になります。続きまして右上に「資料」と書いてあります「令和6年度（2024年度）豊中市立学校におけるいじめについて」、裏表です。続きまして、「教員用いじめ対応セルフチェックシート」になります。続きましては、非公開の資料となりますので、紹介は割愛させていただきます。以上の資料がお手元にありますでしょうか。それでは、まず会議の開催にあたりまして、会長からご挨拶をいただきます。

（会長）

みなさん、こんばんは。オンラインでの進行でご迷惑をおかけしております。インフルエンザが随分流行っております。大阪もそうなんかじゃないかと思えますけれども、かなりの数が学級閉鎖になってます。今日みなさん、4名いらっしゃいますので、お元気なことかと思えますが。できるだけスピーディーに進めていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

（事務局）

ありがとうございました。それでは、まず本審議会におけます公開・非公開につきまして、事務局より説明させていただきます。

（会長）

はい、お願いいたします。

（事務局）

審議会におけます、公開・非公開につきましては、審議会等の会議の公開を実施に関する要領第2第1項に基づきまして、当審議会が決定するものというふうになっております。従いまして、公開・非公開につきましては、決定権限を会長に委任することになっております。以上、よろしくお願いいたします。

（会長）

はい、それでは公開の部分は、豊中市のいじめについての統計調査の部分で、2つ目については、非公開ということにさせていただきますけれどもよろしいでしょうか。はい、それでは今回では公開部分と非公開部分を分けてさせていただくことについて、案件1については公開、案件2については非公開ということで行きたいです。よろしくお願いいたします。はい、次は傍聴についてですが、いかがですか。

（事務局）

はい、本日傍聴の方はいらっしゃいません。

（会長）

いらっしゃいません。わかりました。それでは、議案１から始めていきたいと思います。

（事務局）

それでは「資料１」「令和６年度（２０２４年度）豊中市立学校におけるいじめについて」をお出しください。まず、本市におけます「現状」についてです。いじめの認知件数につきましては、今年度の１２月末までの数字を充てさせていただいております。市の全体の認知件数につきましては、１,９００件になっております。昨年度の同時期より６５１件増加、小学校につきましては１,４２４件、同時期よりも４９１件増加、中学校につきましては４７６件、同時期よりも１６０件増加というふうになっております。また、児童生徒千人あたりのいじめの認知件数につきましては、市の全体が５９.３、昨年度の同時期より２０.５件増加、小学校につきましては６４.５件、昨年度より比較しますと２２.５件増加、中学校につきましては４７.７件、昨年度と比較しまして１６.０件増加となっております。また、学校別のいじめの認知件数につきましては、いじめの認知件数が５件以下の学校につきましては、現在０件となっております。昨年度は１７件、１７校でした。いじめの認知件数が１０件以下の学校は、４校ございます。昨年度は同時期、９校あります。また、学年別のいじめの認知件数につきましては、下の真ん中のグラフの通りになっていますけれども、小学校３年生以外は１２月の時点で、昨年度１年間のいじめ認知件数をすでに超えているという形になっております。また、小１、小６、中３におけるいじめの認知件数の増加傾向が顕著という特徴があると思います。また、「取組」についてですけれども、「取組」につきましては、各学校から月ごと調査及び相談内容への対応を実施させていただいております。また、令和６年度におきまして、児童生徒千人あたりのいじめの認知件数の低かった学校に対しまして、いじめに関する研修の実施を働きかけまして、指導主事を講師とした校内研修を小学校１３校、中学校４校で実施させていただきました。また、校長会議や小中学校生徒指導担当者会におきまして、いじめに関する連絡を実施、いじめの正確な認知に関する教職員間の共通理解や認知したいじめの早期解消及び関係児童生徒の見守りの着実な実施を依頼しております。また、今年度につきましては、４月には新任校長研修、新任教頭研修、初任者研修の形で実施させていただいております。５月、７月につきましては講師を招聘しまして、５月には記録の取り方について、またいじめ事案について、７月には専門的な観点から振り返るという形で、お２人を招いております。課題としましては、このページの右側にグラフを載せさせていただいておりますけれども、小学校における千人あたりのいじめの認知件数のグラフでございます。小学校におきましては、やはり、大阪府や全国と比較しますと以前認知件数が低い状態になっております。また、令和６年度１２月末の時点ですけれども、学校間格差が最大値と最小値の差が、小学校では１８２.１件、中学校では１１８.９件となっております。昨年度同時期と比べましても７２.２件、中学校で５４.９件という形で差が大きくなっているというところが見られます。まず、表面につきましては以上になります。裏面もさせていただいてもよろしいでしょうか。

（会長）

はい、お願いいたします。

（事務局）

そうしましたら裏面をご覧ください。先程説明させていただきました、指導主事が各学校に講師として研修に行かせていただいたと申しましたが、その内の小学校６校と中学校１校に関しましては、大阪府教育庁が作成しております「いじめ対応セルフチェックシート」、こちらにつきまして資料の別紙で「教員用いじめ対応セルフチェックシート」というものがあると思いますが、こちらをアンケートを取らせていただきました。その結果がこのグラフになるんですけれども、まず課題としましては、まず「Ｄ学校の「いじめ基本方針」の内容を、毎年度確認をしている。」が、否定的回答が５０％、「Ｅ「校内いじめ対応マニュアル」にある適切な対応などを理解し、実行している。」につきましては、否定が２３.７％、また「Ｈいじめにかかる研修会等に積極的に参加し、質向上に努めている。」、これが２８.８％という形で他の項目と比較してましても高くなっておりまして、教員の資質向上に向けて更なる周知や研修が必要というふうに考えております。また、「Ｊいじめについて考えさせる授業や機会を学期に何度か設定している。」、「Ｌ携帯電話やインターネットとの正しい向き合い方を計画的に指導している。」、こちらにつきましては、それぞれ否定的回答が１９.９％、３５.３％と形になっておりまして、こちらに関しましても、他の項目と比較すると高くなっているというところもありまして、ＳＮＳトラブルなどに対する指導が十分ではない可能性があるのではないかというところにも考察されます。また、「Ｖいじめの対応について連携できる関係機関・専門機関とそれぞれの役割について理解している。」、こちらにつきましては否定的回答が１９.２％となっております。ですので、連携できる関係機関、専門機関のそれぞれの役割について理解されていない可能性があるのではないかというふうにも考えられます。最後、「Ｙいじめ重大事態の認定や調査委員会に関する事項などについて理解している。」、こちらにつきましては３４.０％となっておりますので、や

はりいじめ防止対策推進法であったり、今年度改訂されたいじめの重大事態のガイドラインにつきまして、把握、重大事態に関する平時からの備えの徹底が課題というふうにあると言えるのではないかとこのように考えております。また、このデータにつきましては、中学校で今年1校ありますので、更なる把握を努めたいというふうに考えております。すみません、駆け足で説明させていただきましたが、以上です。

（会長）

はい、ありがとうございました。では、2つの説明された文章について、重なっておりますのでご質問からいきなさいと思いますが、いかがでしょうか。では、私の方からお聞きしてもよろしいでしょうか。

（事務局）

はい、お願いいたします。

（会長）

特に認知件数が随分上がったことは、それ自体はいいと思うんですが、問題はこの認知件数の取り方というのは、必ずしも私にとっては正確じゃないだろうと推測していますが、その点は置いときましょう。この議論は今まで何度もしていました。認知件数が上がった部分でいきますと、1枚目の右下のところの千人あたりの認知件数は、昨年、一昨年と全国的なデータを比べていただくとわかるんですが、ほぼ府も含めて、府と比較してもいいと思うんですが、半分程度まで縮まってきたんですね。それ以前は、5倍近い差があったんですね。そういう意味では上がっているんだということで、ここは肯定的に評価していいというふうに私は思います。その上で、この1枚目のプリントの真ん中よりの上の「現状」のところの(3)を見ていただきたいんですが、その(3)に学校別のいじめ認知件数について、認知件数が5件以下の学校とか、いじめの認知件数が10件以下の学校を上げておられるんですが、大事なのは生徒総数との兼ね合いで、例えば生徒が100人のところの学校と500人の学校では、当然千人あたりの数字が違ってくるはずなので、学校規模、生徒数の規模をポイントにして、そこで多いか少ないかを、多少なりとも見るということをししないと、小さい学校になってくるといじめの認知件数が10件以下の学校の中に入ってくると思うんですね。いわゆる生徒数を母体とした形でこの部分を見るとどうなるのかなということを考えるべきではないのかなと思いました。もう1点はですね、指導主事の方たちが研修に行かれたわけですね。その研修に行った学校の数字がかなり上がったのかどうかという検証をされたかどうか、この2点をお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

（事務局）

まず1点目につきましては、おっしゃる通り、やはり母数が全然違う学校がピックアップされている状況であります。まず4件の内、3件が小学校、1件が中学校になっております。3件の小学校につきましては、千人あたりでいきますと件数がまず7という数字です。千人あたりは19.8。もう1校は9件で千人あたりが17.1件。もう一つも9件ですが、千人あたりは16.9件。中学校につきましては、6件で千人あたりは5.6件という形になっております。このようなどころで見えておりますと、千人率の低いところも見えていかないといけないうふうに反省しております。2点目につきましては、すみません、しっかり経年での比較、各学期であったりとかいう形ではできておりませんので、それは課題としてさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

（会長）

はい、わかりました。2点目はわかりましたが、1点目最後何を言われたか、結びの方がわからなかったのもう一度言い直していただけたらと思います。

（事務局）

1件目につきましては、やはり件数で10件以下というふうに見ておりましたが、母数を千人で表した千人率で比較しまして、そこから低いところから当たっていく必要があるというふうに反省しております。

（会長）

そうですか。この10件以下というのは、生徒母数を過半した数字になっているということですか。

（事務局）

なっていないということです。

（会長）

え。

（事務局）

素数ですね。件数のみで見させていただきましたので、千人あたりではないと。

（会長）

ではないということですね。

（事務局）

はい、そうです。

（会長）

はい。これから少し検討される時には、生徒数の兼ね合いの中で極端に低いかどうかということを少し検討した方がいいかというふうに思います。もうこれで、ほぼ認知件数が0のところは少なくなってきたので、今度はそっちの方にシフトしながら課題を抽出した方がいいかと思ひまして、私は発言させていただきました。

（事務局）

はい、ありがとうございます。

（会長）

他の委員のみなさま、どうぞご質問、ご意見どうぞ。お願いいたします。A委員からいかがでしょうか。

（A委員）

それでは、裏面の方のセルフチェックシートのところなんですけれども、課題自体は分析していただいている通りでいいのかなと思うんですけれども、あとの課題に出てきますいじめの調査などを行って、現場の先生などからお話を聞きますと、いじめの定義をどの程度理解しているかというBの部分であったりとかということについては、実はふわっとわかったつもりになっているのではないかなというところで、中身の本質的なところをちゃんと理解してくれているのかということころは、よりしっかりと見ていく必要があるのかなと思います。ここでBのフォームなんかは100%近くにはなってますけれども、その法に基づいて理解ができているかみたいところは、更に深く検討していただく必要というのがあるのではないかなというふうに感じております。以上です。

（会長）

そうですね。実際上なかなかいじめについての理解が、昔ながらの理解、強い者が弱い者に対して、一方的に継続的に攻撃を加えるそういう部分がなおも残って理解してる方も多いように私も思います。A委員がおっしゃるとおりだろうと思いますが。これについて何か事務局の方でお答えありますか。

（事務局）

この結果なんです、否定的なものが0.6%、これが1人、2人ぐらいの話かなと思うんですけれども、100じゃないということについては、課題として取り上げ、今は計7校に対してのアンケートになりますので、やはり他の学校、母数を増やすとここがもっと課題として浮き上がってくる可能性はあるのかなというふうに捉えましたので、ご意見頂戴させていただきまして、対応させていただきたいと思います。

（会長）

じゃあ、B委員いかがでしょうか。

（B委員）

先程会長がご質問されたところで、私も実際5件以下とか、10件以下というところで、どれぐらいの規模の学校でそれぐらいになっているのかなと思ったところと、大きく昨年度以降17校、9校とあったのが激減されているので、この取り組みについてすごく効果があったんだろうなということの報告を聞いて、思った次第です。この取り組みのこの4つが高じて、0件とか5件以下の学校が0になったということだと思ひますけれども、実際にどれがどれぐらいの効果だったのかという実証というか、手応えでも結構なんですけれども、そういったところをお聞かせいただけたらなと思います。よろしくお願ひします。

（会長）

はい、お願ひします。

（事務局）

学校の格差というところもあるのかなというふうに思うんですけれども、いろんな背景はあるんですけれども、これまで生徒指導担当者が月ごと調査を担っていたり、また管理職が中心となって担っていたりというような形で、さまざま校内で役割分担をされているのかなというところはあるんですけれども、例えばよく認知をしていて、組織として取り組んでいるなというような学校が、翌年度人が異動で変わりまして、それがきちっと引き継がれていないというようなことがあったりとかですね、また逆に前任校でよく認知をしていたというような取り組みを、異動先でしっかりと広げていただいたというようなことがあるのかなというのは感じております。もちろん、それは一つの要因かなというふうには思うんですけれども。人がそういうふうに通っていくということだけは、ダメかなと思いますので、後者につきましては、取り組みを広げていくというところは、促進していくべきですし、この先生が転勤されたから今までやってきたことができなくなったというのは、それは学校としての財産が失われてるのかなというふうに捉えられます。以上です。

（会長）

B 委員よろしいですか。

（B 委員）

ありがとうございます。

（会長）

では、C 委員お願いします。

（C 委員）

1 つは、先程 A 委員がおっしゃったのは、B のところとそれから D のところの差異ですね。それから、俺流のいじめの理解、理解したつもりになっているという認識と、実際に定義されているいじめというところに乖離があるんじゃないかなと。その差異が結局いじめ等を認知しない。「俺からしたらそんなのは、いじめとちゃうねん」というふうな独自の判断がそれぞれやってしまっただけの可能性を洗い出していないかんのちゃうかなというふうなご意見ではなかったかなと思います。このアンケートについて、セルフチェックなので仕方がないところやと思いますけども、この研修希望校っていうのは、その前の欄の認知件数が低かった学校でされているという理解でよろしいのでしょうか。

（事務局）

そこにつきましては、その場合もありますし、オーダーがあったところに対して行っているというような背景でございます。

（C 委員）

母数が少ないので難しいとは思いますが、認知件数の低い学校と高い学校でこのセルフチェックに差異が出てくるのかどうかというのが、その先程の「つもり」という部分のところの洗い出しにもなるかなというふうに思います。毎年読まれている方のほうがかえって、「結局いじめってどんなやつか認識ちゃんと改めていかな」というふうになっての答えの可能性もあるかと思うので、そのあたりのせつかくアンケートされたんやったら、セルフチェックされたんやったら細かい分析を続けていただければと思います。以上です。

（会長）

特にそれで事務局何かご返答ありますか。

（事務局）

分析進めさせていただきたいと思います。

（会長）

D 委員お願いいたします。

（D 委員）

何点かございます。まずは、委員の方が先に申されました研修ですね。指導主事の先生がされた研修というのが、具体的にどういうものか、何分ぐらいのもので、具体的な内容がどういうものなのかということをお尋ねしたいのが 1 点です。2 点目は、C 委員が先に聞いてくださったんですが、やはりオーダーがあった学校なのか、自主的に受けたいとおっしゃった学校なのか、認知件数の低い学校がどれだけ入ったのか、先程お答えいただきましたが、そこがやはり全体の認知件数が上がったということに研修がどれぐらい効果があったのか

ということを知っていく上でも大事なかなというふうに思いました。ただ、このアンケートがやはりセルフチェックなので、あくまでセルフなので、そこが〇委員が申されたように、「わかったつもり」というか「俺流の理解」ということもあるでしょうし、ただこのセルフチェックで、いじめの定義を理解していないという人が一人いるというのはある意味正直やなと感じました。わかっているいじめの基本方針とかそういうことを「わかっている」ということと、実際の現場で「対応できる」は別の問題と私は思っていて、セルフチェックではほぼ100%近く理解しているという結果でも、なのに、「いじめの重大事案が何でこんなにあがるのか」という市町村も実際ございますので、そこは今後まずは指導主事の先生が研修というか基本的なところを押さえてくださった後で、第2弾として事例検討とかワークを実際にやってみるとか、シミュレーションをやってみるとか、そういうふうな研修が次の2番目のステップとして、やはりあるとより指導主事の先生の研修が腑に落ちるといえるのか、自分のわかっていることが実際に毎日の学校生活に行動できるに、繋がるのではないかなというふうに思いました。それからチェックリストの方ですが、これが実施されたのが7月23日から1月10日となっていますので、つまり先程事務局も申されましたように、8月下旬に出たガイドラインが出る前に行った学校とその後に行った学校があるので、それはしょうがないと思うんですけど、自然なことだと思うんですが、このセルフチェックは1つの数字として参考にはしつつも、この数字に囚われすぎてはいけないのではないかなというふうに思います。実際の否定的回答はもっと多いというふうに思っていますし、わかってもこれを実際に使えるかどうかはもっと数ができる、わかっている人より少なくなる、わかっている人よりできる人は少ないと思っています。毎度確認しているかどうかというこのDの質問がちょうど50%なんですけど、今年度出たガイドラインの改訂版が出たということは、来年度の4月には各学校基本方針見直しして、改訂版が出せるのかどうかというところがすごく大事で、基本方針作ったけどもう5年以上前のものですか、もしかしら10年間触っていませんというようなことが、時代遅れのようなことがないように、来年度ガイドラインも踏まえてあのガイドライン詳しくいろんなことが載ってますし、チェックリストまで載っていますので、前後というのは無理かもしれませんが、あれをきちっと見て、改訂版を作ること自体が先生方の腑に落とす作業に繋がるのではないかなというふうに思います。全員でするのはもちろん無理だと思いますけれども、そこを丁寧にやっていただくと更に最初の認知件数が上がるのではないかなというふうに思いました。以上です。

(会長)

いかがですか、事務局。

(事務局)

はい、ありがとうございます。まず1点目のご質問に関しましては、我々指導主事としまして、やはり指導主事として時間を使わないといけないと思っておりますので、各校にどれだけ発信できるかということもポイントかなと思いながら働いております。ですので、率先して研修等には行かせていただいております、もちろん大阪府教育庁が主催するものであったり、日本生徒指導学会が主催するものであったり、そういったものを参考にさせていただきまして、より学校の背景に応じた形で落とし込むと言いますか、一般論のみ伝えていても意味がないと思いますので、そのオーダーがありました学校の認知件数であったり、そういったところと比較しながら、何が課題なのかということにフォーカスを当てながら、させていただいているところが内容になります。時間につきましては、60分であったり、90分であったり、120分であったり、それはまちまちかなと思います。ただ、講義形式のみではなく、先生方に参加してもらっているところを実感していただく必要性がありますので、いじめというのは子どもたちの命につながる、大事な要素が含まれていますので、ただ聞き流すであったりとか、研修中寝るとかそういったような展開には絶対にあってはならないというふうに思いながら、研修はさせていただいております。またですね、第2段階事例検討、ワークが必要というところは、本当にありがとうございます。早速そういうようなところで、作らせていただきたいというふうに思う次第でございます。最後ですね、言っていただきましたこのいじめ重大事態のガイドラインの改訂に伴いましてですね、学校いじめ防止基本方針がアップロードされているか否かということにつきましても、確認すべきかなというふうに思っています。意識の高い学校はですね、既に「来年度こうした方がいいと思うんだけど」というふうに、相談に来る学校も既に何校かはあります。ただ、来ない学校がほとんどですので、なるべくそれもこちらから発信していくべきかなかなと思います。ありがとうございます。

(会長)

D委員どうぞ。

(D委員)

事例も第2のステップとして考えてくださるのは、とても有難いと思うんですが、これを誰を講師に招いてやるのかということ、指導主事の先生だけではお忙しい中うまくいくことと、ちょっと難しいなということもあると思うので、そこは各学校にいるスクールカウンセラーとか、それから指導主事の先生とペアを組

んで、スクールロイヤーの先生とか、スクールカウンセラーとか、教育センターの相談員とか、ペアでやるとかそういうやり方もあるのではないかなというふうに思います。以上です。

（事務局）

ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。

（会長）

改めて他に発言される方いらっしゃいませんか。私の方から1点。今、D委員が言われらことの最後と部分的に繋がるんですが、去年の8月30日に、国の方で「重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂がありました。それに関連して、各学校のいじめ防止基本方針をどういうふうに見ていくかということも発言されたんですが、この2枚目の資料のところですね、上から4つ目のポイントDになります。Dが「学校の「いじめ防止基本方針」の内容を、毎年度確認している。」という部分について、これが一番低いわけです。これも大きな問題なんです。これは特に校長、教頭、生徒指導主事の責任領域になるかと思うんですが、毎年度、学校いじめ防止基本方針を点検して、改訂していくという姿勢を持たないと、たぶんここは上がってこないんじゃないかと思っています。学校のいじめ防止基本方針を10年前に作ったまんまとか、7年前に一度改定したけどそのまんまというところは、かなり全国にもあります。例えば、今さっきインターネット検索していて、豊中市立第一中学校の場合はいつの基本方針が掲載されているかという、令和4年(2022年)4月1日が最終改訂となっているんですね。3年経過ですから、それほどこれも悪くはないんですが、少なくとも2年、2年に1回はですね、この基本方針を必ず見ていると、直すところが出てくるはずなんです。だからそのままにするのではなく、直すということを学校でルーティン化するということが、恐らく、基本方針に対して教職員の目に留めるチャンスになるというか、チェックするということが増えるんじゃないかと思うので。学校のいじめ防止基本方針は、少なくとも2年に一度は見直すというふうなことを教育委員会として、助言されてはどうかというふうに思います。これが1点目。2点目はですね、いじめからの保護者対応トラブルというのが、他市の中学校でありました。他市の中学校の学校いじめ防止基本方針を見ますと、分量的にはあまり違いがないんですけど、10ページぐらいですから。大きく違うなと思ったのは、いじめについて通報を受けたり、発見した場合にどういうふうに教職員が動くかということについてのわかりやすいフローチャートが入っているんです。つまり聴き取りの仕方ですね。ここは恐らく重要なポイントで、そういったものを他の自治体の学校のホームページを見比べてみるとわかると思うんですが、豊中の学校いじめ防止基本方針に足りないもの、欠けているところ、そういったものを補うような形のものの情報を児童生徒課の方で集めてですね、「こんな部分を入れたらどうですか」というサジェスチョンをする、先程言った2年に1回ぐらいの改訂の時に役に立つし、認知度が上がっていくのではないかなと思った次第です。どこまでやれるか大変なんです。学校の基本方針はやっぱり定期的に見直すということ、そして、そのための参考材料を委員会方として提供する、他の自治体から良い案をパクってくるというやり方でいいと思うんですが、そんなのも考えられていいかと思いますが、いかがでしょうかということです。

（事務局）

貴重なご意見いただきまして、参考にさせていただきたいと思います。足りない部分かなと思っております。

（会長）

はい、わかりました。

（D委員）

いじめ関連について理解する資料として、研修もどのような研修をするかが表になっていたり、具体的に様々な観点から記載したまとめを出している東京都教育委員会が作成したものもあります。何をポイントにするとか、それから事例も例まで出てるんですね。あれは私すごいなと理論編と行動実施編と2つに上巻下巻に分かれてるんですけども、いじめチェックリストまであって、学校の現場で使えるというものもあるので、そういうものをうまく使われたらいいんじゃないかなというふうに思います。1から作るのは大変だと思うので。はい、付け足しです。

（会長）

すみません。正確に言うと東京都教育委員会の何というタイトルですか。

（D委員）

はい、ちょっと今検索します。

（会長）

わかりました。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。そうすると、キーワードがわかりさえすれば、検索はみなさんも可能だろうと思います。他にいかがでしょうか。1、2の議案に関わってですけれども。D委員が探しておられるのを待つて、報告をお願いいたします。特にありませんか。なければ、この議題についてはこれにて協議を終えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（委員全員）

はい。